

日進市道路・水路等境界確定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日進市が管理する公共用財産とその隣接地との境界を確定する事務を適正かつ円滑に進めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(境界確定財産の範囲)

第2条 この要領で取り扱う公共用財産とは、日進市が管理する土地のうち次に定めるものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用及び準用を受ける河川
- (3) 日進市公共用物管理条例（昭和61年日進町条例第10条）第2条各項に該当する公共用物
- (4) 前各号に掲げるもののほかこれらに類するもの

(境界確定の申請)

第3条 境界確定を申請する者（以下「申請者」という。）は、官民境界確定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を正本1部、副本2部を市長へ提出しなければならない。

(申請者)

第4条 申請者は、土地所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人が土地所有者の場合は、代表者とし、申請地の処分権限を有することを証する書面を添付した場合は、申請地の処分権限を有する者とする。ただし、法人が解散又は倒産した場合は清算人又は破産管財人とする。
- (2) 共有地の場合は、共有者全員とする。ただし、共有者全員の委任を受けた者は、共有者を代表して申請することができる。
- (3) 土地所有者が死亡している場合は、相続関係を証する書面を添付し、相続人全員とする。ただし、他の相続人全員の委任を受けた者は、相続人を代表して申請することができる。
- (4) 未成年、成年被後見人等制限行為能力者が土地所有者の場合は、法定代理人（親権者、後見人等）とする。この場合において、申請書に法定代理人を証明する書面を添付し、土地所有者記名の上、法定代理人が併記して申請するものとする。
- (5) 土地所有者が不在者の場合は、法定代理人（財産管理人等）とする。この場合において、申請書に法定代理人であることを証明する書面を添付し、土地所有者記名の上、法定代理人が併記して申請するものとする。
- (6) 開発行為、工事施行又は公用廃止に係る申請で、土地所有者が多数の場合は、その施行者が土地所有者の委任を受けて申請することができる。
- (7) 登記簿上の土地所有者以外の者が所有権を取得している場合は、当該所有権を証する書面（売買契約書、土地売渡承諾書等）を添付する者とする。

- (8) 国、地方公共団体が施行する公共事業に伴う境界確定については、前各号の規定に関わらず、施行主体の官公署が申請者となることができる。ただし、本市が事業の施行者となる場合は、その事業を担当する所属長が申請者となることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の全部又は一部を代理する場合は、その代理人が申請書に委任状を添付の上、委任状記載の事務を行うことができる。

(添付図書)

第5条 添付図書は、次のとおりとする。

- (1) 位置図については、縮尺2, 500分の1程度の地図に申請箇所を朱線で明示したものとする。
- (2) 法務局備付けの地図又は公図の写しについては、申請箇所及びその周辺を含むものとし、申請箇所を朱線で明示したものとする。ただし、これらを転写した場合は、方位、縮尺、転写年月日及び転写した者の職氏名を記入すること。
- (3) 現況実測平面図については、縮尺100分の1から500分の1までの間で当該申請箇所の現況を表示するのに適当なものとし、申請箇所の周辺の地形及び地上物件を表示した図面に、申請者が主張する境界線を朱線で明示するものとする。また、次に掲げる事項を記入するものとする。
- ア 方位及び縮尺
- イ 町名及び地番（申請地・隣接地・対象地）
- ウ 各境界点に設置されている境界標の種類及びその点間距離
- エ 横断面図の位置
- (4) 横断面図については、縮尺50分の1から500分の1までの間で現況を表示するのに適当なものとし、地形に応じて必要箇所について作成するものとする。また、次に掲げる事項を記入するものとする。
- ア 申請者が主張する境界線（朱線）
- イ 横断距離の根拠となる杭番号及び地上物件
- (5) 境界確定に参考となる図書については、申請箇所及びその周辺の法務局提出済みの地積測量図、区画整理換地図、土地改良測量図及びその他確定図などを添付するものとする。
- (6) 土地所有者一覧表については、境界確定をしようとする土地の隣接地及び対側地の地番、地目、地積、土地所有者及び住所を記載するものとする。ただし、土地所有者一覧表に代えて登記事項証明書を提出することができる。
- (7) 申請地の土地全部事項証明書については、申請日の前3ヶ月以内に交付を受けたものとする。ただし、登記情報サービスにより取得した不動産登記情報の場合は、土地全部事項証明書と内容が同じであることを証明したものに限る。
- (8) 委任状については、申請者が境界確定行為を第三者に委任する場合、提出するものとし、委任した権限の範囲を明確に記入するものとする。ただし、登記事項

証明書に記載されている土地所有者の情報と申請者の情報が異なる場合は、申請者と土地所有者の関係を証する書類を添付しなければならない。

(9) その他、境界を確定するために必要となる資料を添付するものとする。

(書類審査等)

第6条 申請者より申請書の提出があった場合、市長は、次の事項を審査し、境界確定を実施することが適当と認めるときは、受理するものとする。

(1) 申請者が、申請適格を備えていること。

(2) 境界確定する土地が、第2条に列記した公共用財産であること。

(3) 申請書に必要事項が記載され、かつ、必要図書が添付されていること。

2 市長は、申請書を受理したときは、官民境界確定事務経過表(第2号様式)に必要事項を記載するものとする。

(事前調査)

第7条 市長は、必要に応じて次の事項を調査するものとする。

(1) 旧土地台帳等及び周辺土地の沿革

(2) 法務局備付けの地図又は公図、分筆、合筆等の経過

(3) 過去の立会記録

(4) その他、立会に必要な資料

2 市長は、必要に応じて事前調査を委託することができる。

(申請に基づく立会等の通知)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、申請者に対し、立会日時及びその他必要な事項を通知するものとする。ただし、市長は、必要に応じて立会を委託し、受託した者から立会日時及びその他必要な事項を通知させることができる。

2 市長は、立会に際して地元区長等の立会が必要と判断するときは、地元区長に対して立会を依頼することができる。

3 市長は、申請地に隣接する土地所有者、対側地の土地所有者、利害関係人及び参考人等と同時に立会が必要と認められる場合は、申請者から立会依頼をさせるものとする。ただし、隣接土地所有者等の都合により立会を同時に行えない場合は、別に指示するものとする。

(現地における境界立会)

第9条 市長は、区画整理確定図、官民境界確定図、地積測量図、公図の写し、その他参考とすべき資料及び現地の調査、関係者の意見等に基づき境界の立会を行うものとする。

2 市長は、第2条に規定する公共用財産の管理区域内において、本市以外に土地の所有権を有する者がいる場合で必要があると認めるときは、その者に意見を求めるものとする。

3 市長は、前条第3項による立会にあたり、申請書に添付されている隣接土地所有者一覧表により立会者を確認するものとする。ただし、隣接土地所有者一覧表による立会者が、立会を委任した場合は、その受任者を確認するものとする。

4 道路の幅員が4メートル未満の場合又は水路用地の立会の際に対側土地所有者の確認が必要と判断される場合は、対側土地所有者の立会及び確認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対側土地所有者の立会及び確認を省略することができる。

- (1) 対側土地の境界確定図が、日進市に備え付けてあり、当該境界確定図に記載された座標又は数値との整合性が確認される場合
- (2) 区画整理事業等が行われており、換地資料を有し、座標又は数値にて復元が可能な場合
- (3) 対側土地所有者が、立会及び確認書への記名押印を拒否し、申請者から理由書が提出された場合
- (4) 対側土地所有者が、行方不明であり、申請者から理由書が提出された場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が適当と認める場合

5 市長は、境界立会にあたって必ず現況写真を撮影のうえ、現況を確実に把握するものとする。

(現地における境界立会の省略)

第10条 申請書に添付されている現況実測平面図が次の各号のいずれかに該当する場合は、かつ、境界が明らかなき場合は、現地における申請者との境界立会を省略することができる。

- (1) 境界確定図が、日進市に備え付けてあり、当該境界確定図に記載された座標又は数値の整合性が確認できる場合
- (2) 区画整理事業等が行われており、換地資料を有し、座標又は数値の整合性が確認できる場合
- (3) 法務局に提出済みの地積測量図があり、座標又は数値の整合性が確認できる場合

(境界立会報告書の作成)

第11条 市長は、申請者と境界立会を行った場合は、官民境界立会結果報告書(第3号様式)及び必要な資料を作成するものとする。ただし、第8条第1項ただし書きに基づき立会を委託した場合は、受託した者が作成するものとする。

2 市長は、前条の規定に基づき立会を省略した場合は、境界立会報告書に替えて官民境界確定調書(現場立会免除)(第4号様式)を作成するものとする。

(境界確定図の作成)

第12条 境界確定の協議が整ったときは、申請者は、境界確定図を作成するものとする。

2 境界確定図には、確定した境界線を朱線し、境界標の種類及び座標等を境界確定図に記載するとともに署名捺印をするものとする。ただし、任意座標を使用する場合は、確定図に引照点の位置及び座標を記載するものとする。

(隣接土地所有者の同意)

第13条 境界確定の協議が整ったときは、申請者は、申請地に隣接する土地所有者

の同意を得たことを証するため、境界立会確認書を作成するものとする。

- 2 境界立会確認書には、立会をした土地の境界確定図と同等の図面を添付することとし、隣接土地所有者は、住所、氏名及び土地所有者との関係を記入押印し、必要に応じて図面と割り印をするものとする。

(対側土地所有者の確認)

第14条 申請者は、第9条第4項に基づき対側土地所有者の確認が得られた場合、道路管理境界確認書(第5号様式)を作成するものとする。

- 2 申請者は、道路管理境界確認書を作成した場合は、副本を保管し、原本を市長へ提出するとともに対側土地所有者へ副本1部を提出するものとする。

(境界確定図書の提出)

第15条 申請者は、境界確定図及び境界立会確認書を作成したときは、境界標の写真(遠景及び近景)を添付して市へ提出しなければならない。ただし、第16条に基づく官民境界証明願を提出する場合は、提出を省略することができる。

(官民境界証明書の交付)

第16条 市長は、申請者から官民境界確定の結果について証明を求められたときは、官民境界証明願(第6号様式)を2部提出させるものとする。

- 2 官民境界証明願には、次の図書を添付するものとする。

- (1) 境界確定図
- (2) 横断面図
- (3) 隣接土地所有者等の境界立会確認書(副本の場合は、原本証明を必要とする)
- (4) 境界標の写真(遠景及び近景)。ただし、工事等で境界標の設置に時間が掛かる場合は、仮に設置した境界標の写真を提出し、境界標設置が完了した後、境界標の写真及び設置した境界標の種別を記載した境界確定図を提出すること。
- (5) その他市長が必要と認める書類

(申請書の取下げ)

第17条 申請書を取り下げる場合は、申請者から官民境界確定申請取下げ書(第7号様式)に理由を記して提出させるものとする。

(申請書の却下)

第18条 市長は、次の場合、受理した申請書を却下することができる。

- (1) 申請者に提出を求めた書類が、理由無く60日以内に提出されない場合
- (2) 申請者に第8条第1項に基づく立会の通知をするも、理由無く60日以内に立会が行われない場合

(境界確定の不調)

第19条 市長は、次の場合には、境界確定を不調として取扱うものとする。

- (1) 申請者と境界確定線について確定協議が整わない場合
- (2) 隣接土地所有者及び利害関係人が承諾しない場合
- (3) 申請書が却下された場合
- (4) 申請する土地が訴訟又は係争中の場合。ただし、訴訟内容により境界確定を行

っても支障ないものは、この限りではない。
(5) その他境界を確定することができない場合

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行の日以前に申請のあったものは、この要領の規定に関わらず、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行の日以前に申請のあったものは、この要領の規定に関わらず、従前の例による。